

# チリ国鮭鱒養殖に関する各種法令

1. 2017年改正漁業法の公布
2. 大量斃死発生時の対応(2017年1月)
3. 漁業法に関する新法令(2017年8月)
4. 親魚育成に関する新たな規制

# 1. 2017年改正漁業法の公布

## 漁業法の公布・改正

- ・2017年、新たに2件の改正漁業法が公布された

| 年代      | 内容                    |
|---------|-----------------------|
| 2009年   | 養殖密度の基準値設定、ゾーン制の導入    |
| 2011年   | 底質環境分析(INFA)の導入       |
| 2012年   | 魚病(ISA、SRS、カリグス)関連の法令 |
| 2014年   | 養殖密度規制法               |
| 2016年5月 | 養殖密度規制法改定、導入初期高密度飼育   |
| 2016年8月 | 鮭鱒養殖に関する新法令(エリア別PRSi) |
| 2017年1月 | 大量斃死発生時の対応に関する法令      |
| 2017年8月 | 鮭鱒養殖に関する新法令(可動PRSi)   |

## 2. 大量斃死発生時の対応(2017年1月)

### 大量斃死発生時の対応

- ・2016年2月～3月の赤潮被害を受けて、養殖現場において大量の斃死魚が発生した場合の対応を制度化

### 斃死魚処分のプロセス

#### ①斃死魚のモニタリング

- ・赤潮等による大量斃死の兆候が見られた場合、7日間斃死尾数をモニタリング
- ・7日間の総斃死魚重量が15tを越えた場合、“大量斃死発生拠点”と見做される

#### ②チリ当局への報告

- ・上記条件に該当した拠点は、具体的な処分方法を検討し、24時間以内にチリ当局(SERNAPESCA)へ報告
- ・斃死魚の総重量に応じて処分期限が定められており、これを順守しなければならない

赤潮による大量斃死(2016年3月)



Chilenos diseñan solución para mitigar los efectos por bloom de algas

チリ業界紙HPより抜粋

| 総斃死重量(t)      | 処分期限   |
|---------------|--------|
| 300 t以下       | 48時間以内 |
| 301 t～700 t未満 | 72時間以内 |
| 700 t以上       | 96時間以内 |

# 3. 漁業法に関する新法令(2017年8月)

## Plan de Reducción de Siembra individual (PRSi)

(事業者別スマルト導入削減計画)

- ・基本となる法案は2016年8月に公布されたものであるが、適用エリアが限定されるエリア別PRSi (PRSi Fijo) に加えて、他の養殖エリアに幅広く展開可能な**可動PRSi (PRSi Movil)**が新たに追加された
- ・エリア別PRSi、**可動PRSi**共に、前回サイクルの養殖成績(斃死率、カリグス被害等)を参考に、各拠点の最大収容尾数を事業者が決定する点は共通

### PRSi評価基準と削減率

| PRSi削減率指標            |            | 前回サイクル斃死率 |             |             |          |
|----------------------|------------|-----------|-------------|-------------|----------|
|                      |            | 0% - 10%  | 10.1% - 14% | 14.1% - 20% | 0% - 10% |
| カリグス薬浴<br>1生簀あたり平均回数 | 規定回数の50%未満 | -3%       | -6%         | -12%        | +3%      |
|                      | 規定回数の50%以上 | -6%       | -12%        | PRSi適用外     | -        |

### 例) PRSiによる収容尾数の算定

| 海面拠点 | 前回サイクル導入尾数(千尾) | 斃死率 | PRSi  | 最大導入尾数 | 次回導入尾数 |
|------|----------------|-----|-------|--------|--------|
| A    | 1,000          | 10% | 25%削減 | 2,250  | 1,250  |
| B    | 1,000          | 12% |       |        | 1,000  |
| C    | 1,000          | 15% |       |        | 0      |
| 計/平均 | 3,000          | 12% |       |        | 2,250  |

2シーズン続いて高成績だった場合、3%増産可能

拠点Cは前回サイクルの成績が悪い為、より高成績が期待される拠点Aに生産を集中

### 3. 漁業法に関する新法令(2017年8月)

#### エリア別PRSiと可動PRSiの違い

エリア別PRSi (PRSi Fijo) **バリオ2のPRSi**

同一エリア内にある複数の拠点を対象として、事業者が任意に導入尾数を調整可能

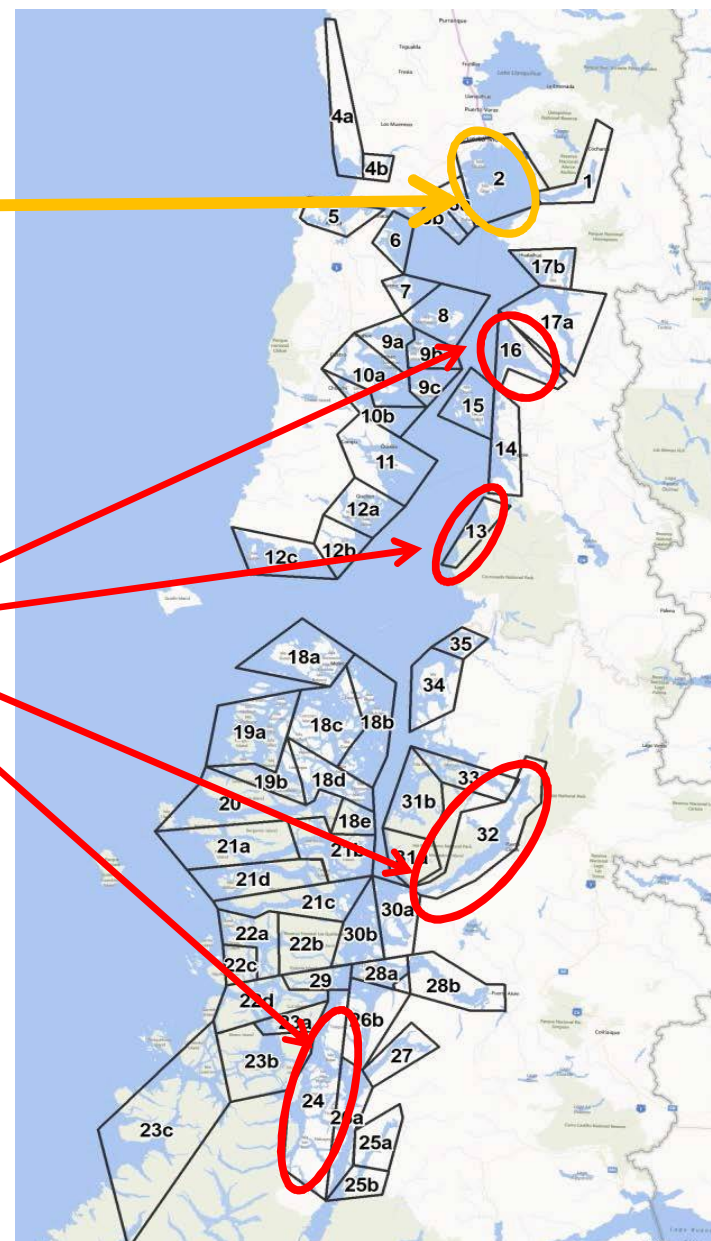
例) バリオ2についてPRSiを算定した場合、バリオ2内に存在する拠点のみが対象となる

**可動PRSi (PRSi Movil)** **バリオ2のPRSi**

特定エリアの実績から算定した導入尾数を、複数のエリアに展開することが可能

例) バリオ2の結果から算定したPRSiを、他のバリオに応用することができる

よりフレキシブルな生産調整が可能



# 4. 親魚育成に関する新たな規制

2011年：淡水拠点での親魚育成を義務付ける法律  
 当初、2015年9月までに移行する予定であったが、  
 養殖業界の現状、実態を鑑み、2年間延長された  
 延長後の期限：2017年9月13日

## 淡水拠点での親魚育成に向けた施策

- 拠点間の距離は「7海里以上」
- 淡水拠点への高額投資
- 海面拠点での育種プログラムを義務化

## 拠点間の距離と収容尾数のルール変更

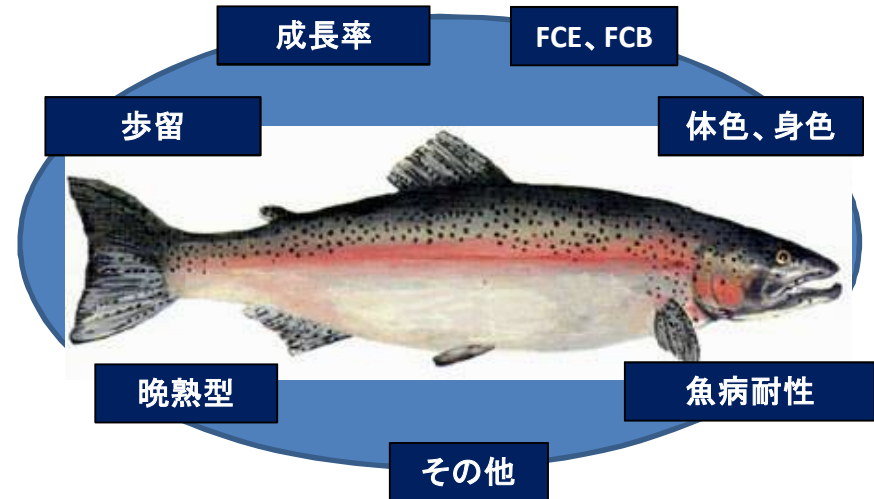
改定前：距離は「7海里以上」、収容尾数は一定

| 改定前        |               |
|------------|---------------|
| 拠点間の距離(海里) | 最大収容尾数        |
| 7以上        | 各エリアの規定尾数に準ずる |

## 改定後：拠点間の距離により生産計画変更

| 改定後        |            |
|------------|------------|
| 拠点間の距離(海里) | 最大収容尾数(千尾) |
| 2.5以上      | 300        |
| 2.0~2.4    | 250        |
| 1.5~1.9    | 200        |
| 1.0~1.4    | 150        |
| 0.5~0.9    | 100        |

## 育種プログラム PROGRAMA DE MANEJO GENÉTICO - PMG



## 親魚育成拠点の運営ルール変更

| 項目                                | 現行 | 変更後 |
|-----------------------------------|----|-----|
| ACSが定める休漁期の免除                     | ×  | ○   |
| 種苗導入期間(最初の種苗導入から3ヵ月以内)の制限除外       | ×  | ○   |
| ACSが定める養殖密度規制、リスクスコアの適用外          | ×  | ○   |
| SUBSECRETARIA DE PESCAの養殖密度ルールを適用 | ○  | ○   |
| 任意のタイミングで淡水親魚施設へ親魚を移送できる          | ×  | ○   |
| 採卵6ヵ月前(アトランは1年)の移送を義務付ける          | ×  | ○   |
| 通常の生産拠点から親魚候補(最大1千尾)を移送可能         | ×  | ○   |
| 親魚育成拠点での試験(ワクチン、機能的飼料等)禁止         | ○  | ×   |

ACS: Agrupación de Concesiones de Salmónidos

# 養殖鮭鱒業者が倒産した場合の 海面使用権の取り扱い

## 一般漁業法 (La Ley General de Pesca y Acuicultura, LGPA)

- ・08～09年にかけて発生したISA(ウイルス病)被害により、チリ国内の多数の養殖業者が経営危機に追い込まれた。
- ・2010年、一般漁業法(LGPA)が改正され、企業が銀行に負った高額債務に対する担保として、海面使用権(コンセッション)を抵当に入れることが認められた。

## 養殖会社が破産した場合

- ・倒産企業が所有する海面使用権は、抵当権(銀行等)を有する者に譲渡される。抵当権者は、負債額の補填を目的として、第三者に海面使用権を売却(競売)する。
- ・海面使用権が取り消される、もしくは国に返還する等の義務はなく、企業間で売買されるケースが一般的である。